



児童虐待から、子どもを守ろう!

「もしかしたら虐待かも…」そんな私たちの連絡で、子どもや保護者が救われることがあります。特にどんな点に注意をすべきか、「虐待シグナルチェック」で確認してみましょう。

関西ほどグループと大阪府は包括連携協定を結んでいます。



例えば、
こんな子どもや家庭を見かけたら
いちはやく
「189」へ連絡。



虐待シグナルチェック

- 不自然な外傷(打撲・火傷など)がみられる
- 衣服が汚れている、元気がなく表情が暗い
- 保護者が長期不在で、いつも子どもだけにいる
- 登園させず、食事を与えられていない
- 大声をあげ、子どもや家族に暴力をふるっている様子が感じられる
- 年齢にそぐわない、性的な言動がみられる
- 家に帰りがたらない、不自然な時間に外に出ている
- 子どもの姿を、1週間以上見かけない



連絡後はどうなるの?

まずは子どもが元気になっているか確認します。

保護者が育児に悩んでいた、病気で育児が難しい場合は、子育て支援サービス等で行政がお手伝いをします。みなさんからの情報が行政の支援につながります。
※連絡した人の秘密は守られます。



児童虐待とは?

親または親に代わる保護者が、子どもに対し次の行為をすることをいいます。

身体的虐待

子どもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴力を加えること。

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること。または子どもにわいせつな行為をさせること。

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、または長時間の放置。その他、保護者としての監護を著しく怠ること。保護者以外の同居人による虐待行為と同様の行為を保護者が放置すること。

心理的虐待

子どもに対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、子どもが同居する家庭で配偶者への暴力を見せるなど子どもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



虐待かもと思ったら



いち はや く
189

又は

各市町村の相談窓口へ!

大阪府 児童相談

検索

